

熊本県告示第 718 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社ひまわり 八代市大村町 800-8	有限会社ひまわり 八代市大村町 800-8	平成 14 年 6 月 1 日
訪問介護シルバーセンター 八代市岡町小路 696-2	有限会社シルバーセンター 八代市岡町小路 696-2	平成 14 年 7 月 22 日

〔訪問リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
淵上クリニック 水俣市塩浜町 2-47	医療法人すえひろ会 水俣市塩浜町 2-19	平成 14 年 6 月 6 日

〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社ひまわり 八代市大村町 800-8	有限会社ひまわり 八代市大村町 800-8	平成 14 年 6 月 1 日
居宅介護支援事業所シルバーセンター 八代市岡町小路 696-2	有限会社シルバーセンター 八代市岡町小路 696-2	平成 14 年 7 月 22 日
淵上クリニック 水俣市塩浜町 2-47	医療法人すえひろ会 水俣市塩浜町 2-19	平成 14 年 6 月 1 日

〔居宅療養管理指導〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
さくら調剤薬局八代店 八代市松江城町 3-3	アドバンス株式会社 人吉市土手町 37	平成 14 年 7 月 17 日
淵上クリニック 水俣市塩浜町 2-47	医療法人すえひろ会 水俣市塩浜町 2-19	平成 14 年 6 月 6 日

〔訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
淵上クリニック 水俣市塩浜町 2-47	医療法人すえひろ会 水俣市塩浜町 2-19	平成 14 年 6 月 6 日

〔通所リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
淵上クリニック 水俣市塩浜町 2-47	医療法人すえひろ会 水俣市塩浜町 2-19	平成 14 年 6 月 1 日

〔福祉用具貸与〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ケアパーク水俣 水俣市浜町 1-7-1	ケアパーク株式会社 八代市長田町 3300	平成 14 年 6 月 27 日

〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
指定通所介護サービス事業所 温心館 宇土市栗崎町 736-1	特定非営利活動法人 温心会 宇土市栗崎町 736-1	平成 14 年 7 月 24 日

熊本県告示第 719 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の指定介護機関から変更の届出があった。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 居 宅 介 護 事 業 者 〕

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変 更 事 項		変更年月日
			旧	新	
神経内科リハビリテーション協立クリニック	医療法人 芳和会	水俣市桜井町 2-2-28	名	称	平成 14 年 6 月 1 日
			水俣協立理学クリニック	神経内科リハビリテーション協立クリニック	

熊本県告示第 720 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項に規定する同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区 の 名称  
 苓北町加入区
- 2 発起人の住所及び氏名  
 天草郡苓北町富岡 3111 番地 裕野 重幸  
 天草郡苓北町白木尾 267 番地 田嶋 正  
 天草郡苓北町坂瀬川 466 番地 2 廣田 幸英  
 天草郡苓北町都呂々 4 番地 森下 正人
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合  
 苓北町漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
 平成 14 年 9 月 20 日から平成 14 年 10 月 4 日まで
- 5 縦覧場所  
 苓北町漁業協同組合

熊本県告示第 721 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日  
 平成 14 年 9 月 12 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び名称  
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 二江漁港管理者 熊本県
- 3 埋立区域  
 (1) 位置  
 天草郡五和町二江通詞島 11、10 及び 1 の 1 に隣接する道路に隣接する昭和 61 年 6 月 2 日付け熊本県指令河第 13 号のしゅん功認可に係る埋立地地先公有水面  
 (2) 区域  
 次の の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ昭和 61 年 6 月 2 日付け熊本県指令河第 13 号の免許に係る埋立ての埋立区域と平成 7 年 春分の日における満潮位（DL = + 3.39 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
 の地点 二号防波堤灯台（北緯 32 度 32 分 36 秒 東経 130 度 08 分 08 秒）から 303 度 36 分 00 秒 1,002.10 メートルの地点  
 の地点 の地点から 40 度 30 分 00 秒 120.00 メートルの地点  
 の地点 の地点から 0 度 00 分 00 秒 6.00 メートルの地点  
 の地点 の地点から 270 度 00 分 00 秒 110.00 メートルの地点  
 (3) 面積  
 5,855.12 平方メートル
- 4 埋立地の用途  
 漁港施設用地

5 関係書類の備置場所  
 熊本県林務水産部漁港課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに五和町建設課

熊本県告示第 722 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。  
 平成 14 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日  
平成 14 年 9 月 12 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び名称  
天草郡有明町大字赤崎 3383 番地 大浦漁港管理者 有明町
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
天草郡有明町大字大浦字蛭子鼻 3756 の 3 地先公有水面
  - (2) 区域  
次の の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ平成 11 年秋分の日における満潮位（DL = + 3.94 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
 の地点 大浦港防波堤灯台（北緯 32 度 31 分 11 秒、東経 130 度 22 分 34 秒）から 287 度 33 分 26 秒 1,172.00 メートルの地点  
 の地点 の地点から 116 度 58 分 40 秒 7.01 メートルの地点  
 の地点 の地点から 221 度 30 分 00 秒 15.91 メートルの地点  
 の地点 の地点から 311 度 30 分 00 秒 1.50 メートルの地点  
 の地点 の地点から 221 度 30 分 00 秒 5.40 メートルの地点  
 の地点 の地点から 131 度 30 分 00 秒 1.50 メートルの地点  
 の地点 の地点から 221 度 30 分 00 秒 24.60 メートルの地点  
 の地点 の地点から 311 度 30 分 00 秒 1.50 メートルの地点  
 の地点 の地点から 221 度 30 分 00 秒 5.40 メートルの地点  
 の地点 の地点から 131 度 30 分 00 秒 1.50 メートルの地点  
 の地点 の地点から 221 度 30 分 00 秒 17.99 メートルの地点  
 の地点 の地点から 311 度 30 分 00 秒 6.80 メートルの地点
  - (3) 面積  
449.21 平方メートル
- 4 埋立地の用途  
漁港施設用地
- 5 関係書類の備置場所  
熊本県林務水産部漁港課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに有明町建設課

熊本県告示第 723 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 9 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	小川泉線	下益城郡小川町大字南海東字水口 385 番 2 地先から	前	4.4 ~ 13.8	666.0	単道改
			後	4.4 ~ 13.8	666.0	
		同 所 字今村 498 番 2 地先まで	9.4 ~ 71.0	512.6		

2 区域変更する期日 平成 14 年 9 月 20 日

熊本県告示第 724 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 9 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	囲 砥 用 線	下益城郡砥用町大字川越字濱瀬 1421 番 3 地先から 同 所 同 字 1417 番 3 地先まで	235.0	単道改

2 供用開始する期日 平成 14 年 9 月 20 日

熊本県告示第 725 号

昭和 25 年 9 月 30 日熊本県告示第 475 号（海区漁業調整委員会の事務所の所在地）の一部を次のように改める。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「熊本市出水町今 915 番地」を「熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号」に、「熊本県商工水産部水産課内」を「熊本県林務水産部漁政課内」に、「天草郡不知火海区漁業調整委員会」を「天草不知火海区漁業調整委員会」に改める。

熊本県告示第 726 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
多良木いちご薬局 球磨郡多良木町多良木 4247 番地	株式会社ファークス	平成 14 年 7 月 23 日

熊本県告示第 727 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

期 日	場 所
平成 14 年 10 月 9 日 午前 10 時から	有限会社マルナカファーム (球磨郡相良村川辺中高原 80-21)

## 公 告

## 熊本県公告第 734 号

人吉市田代土地改良区理事長養田稔から平成 14 年 4 月 12 日付けで申請の定款変更については、平成 14 年 9 月 12 日付けで認可した。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県公告第 735 号

八代市八代平野土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	谷 口 繁 雄	八代市興善寺町 32 番地
"	森 内 勲	八代市永碓町 1055 番地
"	浦 川 壽 俊	八代郡鏡町大字下村 1477 番地
監 事	中 田 明 保	八代郡鏡町大字鏡町 713 番地

## 就 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	福 嶋 達 期	八代郡鏡町大字貝洲 156 番地
"	吉 永 隆	八代市上日置町 2569 番地
"	上 村 満	八代市田中町 315 番地
"	松 岡 建 昭	八代郡鏡町大字貝洲 1164 番地
監 事	早 川 和 美	八代郡鏡町大字上鏡 441 番地の 1

## 熊本県公告第 736 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 15 条第 3 号の規定に基づき、次の者を同条第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 文徳高等学校総合科学科建設専攻の課程を修めて卒業した後、建築に関して 3 年以上の実務経験を有する者
- 2 文徳高等学校総合科学科建設システム専攻の課程を修めて卒業した後、建築に関して 3 年以上の実務経験を有する者

## 熊本県公告第 737 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 15 条第 3 号の規定に基づき、次の者を同条第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

崇城大学工学部環境建設工学科の課程を修めて卒業した後、建築に関して 1 年以上の実務経験を有する者

## 熊本県公告第 738 号

熊本県林業改良指導員資格試験条例（昭和 33 年熊本県条例第 18 号）第 2 条の規定により、平成 14 年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験の種類及び日程  
筆記試験 平成 14 年 11 月 26 日 午前 10 時から正午まで  
口述試験 平成 14 年 11 月 26 日 午後 1 時から午後 5 時まで
- 2 試験の場所  
熊本県庁本館 10 階第 2 共用会議室（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）
- 3 試験の方法  
( 1 ) 筆記試験

- ア 必須科目 林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械）及び普及方法の 2 科目
- イ 選択科目 森林保護、森林機能保全、林産、特用林産又は林業機械のうち、受験者があらかじめ選択する 1 科目
- (2) 口述試験  
社会常識その他林業改良指導員として必要な能力等
- 4 受験資格  
試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。
- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち試験の実施期日から起算して 1 年以内に卒業見込みのもの
- (2) 学校教育法による短期大学又は森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 10 条第 2 号の農林水産大臣の指定する教育機関において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 2 年以上に達するもの
- ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育
- イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導
- (3) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、前号ア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 6 年以上に達するもの
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、これらの者と同等以上の学識及び経験を有すると知事が認めた者
- 5 受験手続
- (1) 提出書類等
- ア 受験願書
- イ 履歴書
- ウ 卒業証明書等
- (ア) 4 の (1) に該当する者にあつては、最終学校の卒業（卒業見込み）証明書
- (イ) 4 の (2) 又は 4 の (3) に該当する者で検定に合格した者以外の者にあつては、最終学校卒業証明書
- (ウ) 4 の (3) の検定に合格した者にあつては、検定合格証明書
- (エ) 4 の (4) に該当する者にあつては、知事が発行する受験資格認定書
- (オ) 4 の (2) に該当する者にあつては、4 の (2) のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 2 年以上であることを証明する職歴証明書
- (カ) 4 の (3) に該当する者にあつては、4 の (2) のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 6 年以上であることを証明する職歴証明書
- エ 写真（最近 6 か月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札形のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (2) 受験資格の認定  
4 の (4) に規定する受験資格の認定を受けようとする者は、受験資格認定申請書に履歴書、最終学校卒業証明書を添付して、知事に申請するものとする。
- (3) 試験手数料  
試験を受けようとする者は、受験申請の際、試験手数料として熊本県収入証紙 2,700 円分を受験願書に貼って納入するものとする。  
なお、収入証紙に消印をしないこと。
- (4) 提出書類等の受付期間及び提出先
- ア 受付期間  
平成 14 年 9 月 25 日から平成 14 年 10 月 21 日まで。ただし、郵送による場合は、平成 14 年 10 月 21 日付けの消印のあるものまでを有効とする。
- イ 提出先  
熊本県林務水産部林政課（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号、郵便番号 862 - 8570）  
なお、郵送の場合は、必ず書留郵便とし、封書表面に「林業改良指導員資格試験願書在中」と朱書すること。
- (5) 提出書類用紙の交付  
提出書類用紙は、熊本県林務水産部林政課又は各地域振興局林務課で交付する。  
郵便で提出書類用紙の請求その他試験についての照会をする場合は、必ず 80 円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- 6 受験票の交付  
知事は、資格審査を行い適格者に対して受験票を送付する。
- 7 合格者の公表  
合格者については、試験実施後 1 月以内に氏名を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。

## 8 科目別得点の開示

本試験の科目別得点は、熊本県個人情報保護条例第 22 条の規定に基づき、本人の口頭による請求で開示する。

## (1) 開示の受付期間及び受付時間

開示の受付期間は合格発表の日から 1 月間（県の休日を除く）とし、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。

## (2) 開示を行う場所

熊本県林務水産部林政課で開示する。

## (3) 開示請求の方法

受験者本人が直接林政課で開示請求をするものとする。なお、開示に際して、県が交付した受験票で本人確認を行う。

## 9 その他

受験手続その他不明な点は、熊本県林務水産部林政課（電話 096(383)1111(内線 5593)）に問い合わせること。

登載依頼

熊本県人事委員会公告第 56 号

平成 14 年度身体障害者を対象とする熊本県職員採用選考試験を次のとおり実施する。

平成 14 年 9 月 20 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹